

## 4. 食品添加物基準

### (1) 食品添加物についての基本的な考え方

食品添加物については食品衛生法の食品添加物の規格及び使用基準や表示基準など国の基準があります。食品安全基本法が制定され、リスクアナリシスに基づく食品安全行政が機能し、適正な管理が行われていることから、食品添加物については、基本的な安全性は確保されていると考えられます。しかし、リスク評価やリスク管理の科学的根拠が不十分な部分も残されていることから、法的基準を順守することを前提にしつつ、不十分な部分についてコープが基準値や管理・運用基準を設定します。

### (2) 食品添加物の使用の考え方

食品添加物は使用目的に沿って、必要な場合、有効な量だけ使用します。食品添加物の使用状況は商品仕様書などで把握し、管理を行います。

### (3) 基準設定の考え方

自主的な管理が必要で、かつ管理可能な品目を使用基準リスト『表-1』『表-2』に分類します。

- ① 『表-1』: コープ商品には使用不可(※)、一般メーカー商品の場合は使用内容を確認して取り扱い可とします。

(※)「使用不可」とは、商品仕様書や原材料規格書などで把握できる範囲において、意図的に使用しないことを意味します。(特に海外産原料に加工助剤として使用されているような場合などは、不使用であることの確認が実務上困難なこともあるため、可能な範囲で把握します。)

- a. 遺伝毒性発がん物質と考えられる品目
- b. 指定添加物においては、一日摂取許容量(ADI)等が信頼できる機関等で設定されておらず、かつ、日本生協連としてそれを補うような十分な科学的データが入手できなかった品目
- c. 既存添加物においては、ヒトの食経験に関する情報等も含め、安全性に関する判断のための科学的データが入手できず、かつ、成分規格等について懸念される情報が存在した品目

- ② 『表-2』: コープ商品には制限する内容を確認して使用します。一般メーカー商品の場合は、取り扱い可とします。

- a. 不使用添加物におけるa～cの条件には該当しないが、懸念される問題点が指摘され、使用制限をかけることが現実的に可能で、それによりリスク低減が図られるもの

- b. 「懸念される問題点」とは「不純物や代謝物に安全上の問題がある」「純度など成分規格に不十分な点がある」「国が評価していない新しいリスク要因が懸念される」など
- c. 「制限する内容を確認して使用する」とは、品目ごとの評価に応じて、「使用できる食品の対象範囲の制限」または「使用量または残留量の制限」または「成分規格の指定」の三つの対応のうち、一つまたは複数の対応を行う。

#### (4) 適用範囲

この基準は食品の基準とし、非食品、医薬部外品、国産かんきつ類およびテナントには適用しません。また、酒は基本的にこの基準で運用しますが、表示などが食品と異なる法律で管理されているために一部商品で把握できない場合があります。その場合は対象外とします。

食品添加物使用基準リスト	コープ商品への使用	一般メーカー商品の取り扱い
『表－１』	使用不可	使用内容を確認して取り扱い可
『表－２』	制限する内容を確認して使用可	取り扱い可
上記以外の食品添加物	使用可	取り扱い可

#### (5) 基準に適合していない場合の商品対応

自主的な検査の結果	商品対応方法
食品衛生法に基づいて定められた食品添加物基準に適合していないもの	商品検査センターなどからの連絡があった場合、その商品の扱い業態の本部長の責任のもとに商品取り扱い中止などの判断と対応を組織的に行い、関係者への必要な報告をします。

食品添加物 使用基準リスト『表-1』

No.	名称	区分	主な用途
1	臭素酸カリウム	指定	製造用剤 (小麦粉処理剤)
2	食用赤色 104 号	指定	着色料
3	食用赤色 105 号	指定	着色料
4	デヒドロ酢酸ナトリウム	指定	保存料
5	パラオキシ安息香酸イソブチル	指定	保存料
6	パラオキシ安息香酸イソプロピル	指定	保存料
7	パラオキシ安息香酸ブチル	指定	保存料
8	パラオキシ安息香酸プロピル	指定	保存料
9	グレープフルーツ種子抽出物	既存	製造用剤
10	骨炭色素	既存	着色料
11	単糖・アミノ酸複合物	既存	酸化防止剤
12	ヘゴ・イチョウ抽出物	既存	酸化防止剤

食品添加物 使用基準リスト『表-2』

No.	名称	区分	主な用途
1	安息香酸	指定	保存料
2	安息香酸ナトリウム	指定	保存料
3	イマザリル	指定	防かび剤
4	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	指定	酸化防止剤
5	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	指定	防かび剤
6	過酸化ベンゾイル	指定	製造用剤 (小麦粉処理剤)
7	カンタキサンチン	指定	着色料
8	食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ	指定	着色料
9	食用赤色 106 号	指定	着色料
10	食用黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ	指定	着色料
11	食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ	指定	着色料
12	食用青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ	指定	着色料
13	チアベンダゾール	指定	防かび剤
14	二酸化チタン	指定	着色料
15	ポリソルベート 20	指定	乳化剤
16	ポリソルベート 60	指定	乳化剤
17	ポリソルベート 65	指定	乳化剤
18	ポリソルベート 80	指定	乳化剤
19	ウェランガム	既存	増粘安定剤
20	アルミニウム	既存	着色料
21	エレミ樹脂	既存	増粘安定剤
22	カラギナン	既存	増粘安定剤
23	カンゾウ抽出物	既存	甘味料

24	カンゾウ末	既存	甘味料
25	グアヤク脂	既存	酸化防止剤
26	$\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	既存	甘味料
27	酵素分解カンゾウ	既存	甘味料
28	酵素分解リンゴ抽出物	既存	酸化防止剤
29	サイリウムシードガム	既存	増粘安定剤
30	植物炭末色素	既存	着色料
31	ステビア抽出物	既存	甘味料
32	ステビア末	既存	甘味料
33	ツヤプリシン (抽出物)	既存	保存料
34	ファーセララン	既存	増粘安定剤
35	ブドウ種子抽出物	既存	酸化防止剤
36	ブラジルカンゾウ抽出物	既存	甘味料
37	ペクチン分解物	既存	保存料
38	$\epsilon$ -ポリリシン	既存	保存料
39	マスチック	既存	ガムベース
40	ラック色素	既存	着色料
41	L-ラムノース	既存	甘味料
42	レバン	既存	増粘安定剤
43	ログウッド色素	既存	着色料